

チチエーリンにおける国家と社会

——「大改革」期ロシアの自由主義——

杉 浦 秀 一

ボリス・ニコラエヴィッチ・チチエーリン (С. И. Титов 一八二八—一九〇四) は帝政期ロシアの著名な歴史家であり、また哲学、宗教、法学、政治学など多方面にわたる著作を著わしている。彼は革命前ロシアの最高の知識人の一人といえよう。チチエーリンはロシア歴史学における「国家学派」の事実上の創始者⁽¹⁾として、その後のロシア史学に多大の影響を及ぼした。⁽²⁾「国家学派」の名称からうかがえるように、彼は国家を歴史の最高次の産物とみなし、人類史を氏族共同体から中世「市民社会」をへて国家の形成へと到る歩みとして理解した。また、彼はいわゆる「大改革」期に、自由主義の政論家として活発な活動を展開している。従来のチチエーリ

ン研究においては、チチエーリンの学者としての側面と自由主義の政論家としての側面が別個に独立して取扱われ、両側面の関連が十分検討されてこなかったように思われる。⁽³⁾とくに、彼の歴史学の国家主義的性格と自由主義との関連を分析することは、チチエーリンの思想を理解する上でも、「大改革」期ロシア自由主義を理解する上でも不可欠の作業であろう。鳥山成人氏は「国家学派」の「国家理論的ロシア史観と西欧派的な政治的自由主義の関連Ⅱ矛盾の問題」⁽⁴⁾の存在に言及したが、これはきわめて重要な指摘である。

しかし同時に注目すべきは、チチエーリンの「政治的自由主義」自体が、西欧の自由主義と比較すると大変奇

妙に映ることである。彼は農奴の解放、言論の自由、その他の改革の必要を訴えながら、ツァーリ権力を必要なものと考え、ロシアにおける憲法の制定や議会の設立に反対するのである。西欧の自由主義者にとっては自明の要求とも言うべき立憲君主制をロシアに導入することに、彼は反対する。「我々に必要なものは身分的権利でも、ツァーリ権力の制限でもない。我々に必要なものは自由である！」と一八五四年に執筆した非合法の政治パンフレットで彼は述べたが、彼の自由主義とはツァーリ権力を前提にしたものであった。

本論文は、チチエーリンの理論全体に貫かれる国家主義的性格と自由主義との関連、および彼の自由主義の特殊な性格を考察することにより、「大改革」期ロシア自由主義の一面を説明することを課題とする。

一 チチエーリンの歴史学

一八四五年に彼はモスクワ大学法学部に入學する。グラノフスキー (Г. Н. Грановский) 一八一三—一八五五) の直弟子として歴史学の研究を始めるのである。当時大
学ではカヴェーリン (К. Д. Кавелин) 一八一八—一八

八五) とソロヴィヨフ (С. М. Соловьев) 一八二〇—一八七九) の二人の若手教授がロシア史研究の成果を発表しつつあった。チチエーリンはこれらの教授のもとでロシア史を研究する一方で、ヘーゲル哲学に熱中する。彼のヘーゲルへの熱中は、友人たちが彼を「ヘーゲル」と呼んだほどであった。

また、彼の思想形成において西欧の四八年革命が決定的な影響を与えることになる。当時学生であった彼は、四八年革命勃発の報を狂喜して受けとるのであるが、その後の事態の進展に彼はしだいに失望感を深め、最終的に革命に反対するようになる。彼は当時を以下のように回想する。

二〇歳の若さで、当然私は極端な潮流に共感していた。それ故、私が信頼していた民主主義的大衆が、まさに彼ら自身のために設立された制度を打倒せんとして、無礼極らない群衆として、いかなる動機も、いかなる意味もなく、突然蜂起した六月のその日は、私にとって恐しい衝撃だった。反乱が鎮められ、カベニャック政権が確立した時、私は穩健な共和主義者となり、共和国はこの条件のもとで確立したと考えた。しかし、

大統領の選出は、民主主義に対する私の本能的信頼を最終的に打ち砕いた。⁽⁷⁾

大学卒業後、彼はロシア史の研究をヘーゲル哲学と結びつけ、独自の歴史観を形成することになる。「当時すでに私の内部で哲学的―歴史学的構想が形成され始めていた。それは、その後の私の全著作の骨格を形成したと言いうるし、その体系化が、私の人生の主たる課題となつた⁽⁸⁾」と彼は回想している。この「哲学的―歴史学的構想」の最初の成果が処女作『一七世紀ロシアの地方制度』⁽⁹⁾である。

チチエーリンは一七世紀を古いロシアから新しいロシアへの過渡期と捉え、軍人知事(воевода)の地方への配置を、中央集権化を推進し官僚制を整備するものとして重視した。そして一七世紀の諸改革が、後に続くピョートル大帝の改革を準備したと彼は言う。ピョートル大帝の改革の意義を高く評価しながらも、それがスラヴ主義者の非難するごとく、古いロシアと無関係に、いわば恣意的に西欧から導入されたのではないことを、彼は『一七世紀ロシアの地方制度』によって示したと言えよう。チチエーリンは一八五五年から五八年の間に、この

『地方制度』をはじめとする一連のロシア史に関する諸論文を執筆、発表する。これらの諸論文に依拠して、以下で彼の歴史観を概観してみよう。

彼は人類史を「氏族共同体」(родовая община)から「市民社会」(гражданское общество)をへて「国家」(государство)へと到る継起的な三段階の過程とみなす。

人類史の第一段階である「氏族共同体」のもとでは、人類は血縁によって結びつけられた家父長的・種族的集団の中に埋没している。個人はまだ自立しておらず、それ故私的所有も存在しない。この集団は、西欧ではゲルマン民族の移動によって、ロシアではヴァリヤーク人(ノルマン人)の「侵入」⁽¹¹⁾により解体され、人々は相互に孤立したばらばらな個人として中世の原野にほうりだされる。

ここから第二段階たる「市民社会」が始まる。この中世「市民社会」とは、チチエーリンによれば、いまだ国家は存在せず、公共の福祉という考えもなく、個人が自己の力だけをたよりに自己の利害のみによって行動する社会である。私的所有が生まれ、その結果人々は自己の

力によって他人の物や人格そのものまでを収奪するに到る。ロシアの分領諸公たちは、自己の領地・領民を君主として統治するのではなく、私的な所有物として取扱う。領地・領民ばかりか裁判権や役職も売買され、分割され、贈与される。このようにチチューリンは中世「市民社会」を万人の万人に対する戦争状態として、一部の者の無制限な自由の享受と他の者の完全な自由の喪失として、描くのである。しかしこの段階においてはじめて個人が自立し、個人の人格的自由の概念が生まれると彼は言う。諸個人が相抗争する中世において国家は徐々に形成される。人類史の最後の段階たる「国家」段階において、個人的自由は止揚されより高次の自由が実現される。

以上がチチューリンの理解する人類史であるが、これはヘーゲルの『法哲学』における家族、市民社会、国家という人倫の三契機を継起的な歴史の発展段階にあてはめたものであることが容易に見てとれる。

この彼の歴史学が当時のロシアにおいて持った意義は二つに要約できよう。一八四〇年代以来、西欧派とスラヴ派の論争において、ロシアは西欧とは異なるのか否か、が最大の論点であった。それはまた、ロシアは西欧をモ

デルにして進むのか、それともロシア独自の道を歩むのか、という極めて政治的な論争でもあった。チチューリンの歴史学によって、西欧派は体系的かつ精緻なロシア史に関する歴史理論を手に入れたのである。これが第一の意義である。

「ロシア民族はヨーロッパ諸民族の家族に属する。そして、ロシア民族はたしかに固有の特質を持ち、またたしかに歴史の内容は貧しいけれども、西欧諸民族と同一の生活原理に従って、彼らとならんで発達してきた」と彼は言う。ロシアも西欧も上述した歴史の発展段階をたどってきたことを示して、彼は両者の同一性を強調したのである。

しかし、ロシアが西欧と同一の歴史を持つのであれば、現実のロシアと西欧の大きな差異、たとえば耕地の割替慣行を有するミール共同体の存在などは、何故に生まれたのか。チチューリンは両者の差異の原因を、第一に自然的条件の相違に求める。西欧は土地が狭く、かつ山や狭谷によって分断され、人口が多い。その結果人々は移動する余地が少なく定住する。それ故中世「市民社会」においても小さな集団が多数形成され、集団的精神が生

まれ、身分が形成される。都市が生まれ都市の内部に富が集まり、学問も発達する。西欧においては生まれたばかりの国家はそれらを利用することにより、より早く完成される。ところがロシアは土地が广大で人口は少なく、中世において「氏族共同体」が解体された結果、人々は不断に移動する。それ故ロシア国家はたやすく広大な領域を統一しえた反面、依拠すべき社会勢力を持たなかった。国家は自らの手で強制的に住民を定住させ、諸身分を創出する以外になかった。そして、その諸身分を国家の目的に応じて、農民を土地に、貴族を国家職務に、商人を都市のギルドに緊縛した。かくして「ヨーロッパではすべてが下から行なわれたが、わが国ではすべてが上から行なわれた」という彼の有名なテーゼが導き出される。

ロシアと西欧を分かつ差異の第二の原因はローマ法の伝統の欠如である。ロシア国家は中央集権化を進め官僚制を徐々に整備するが、ローマ法を知らなかったために、一貫した統治の体系を持ち得なかった。チチエーリンによれば、ローマ法とは国家原理を概念として表現したものであり、その導入が「新たな歴史の転換点、新し

い社会慣習を中世的なものから分かつ境界線」となるのである。ロシアにはローマ法の伝統が欠如していたために、中世社会の痕跡をロシア国家は強く残すことになったと彼は考えるのである。

一八五六年に彼はスラヴ主義者ベリャエフ (M. H. BepceB 一八一〇—一八七三) との間にミール共同体の起源に関する論争を行なう。彼によればミール共同体は租税徴収のため国家により創り出され、共同体内の耕地割替慣行はビョートル大帝による人頭税の導入以降に生じたものである。ミール共同体は「家父長的・氏族的なものではまったくなく、国家的なものである」と彼は言う。チチエーリンの共同体論は極めて興味深いものだが、ここでは割愛する。また同年、スラヴ主義者サマリ (O. Ф. Самарин 一八一九—一八七六) との間で、

学問が民族性を持つか否かの論争を行ない、彼は学問の普遍性を強く主張した。チチエーリンは一八五〇年代においてスラヴ主義者の最大の論敵の一人であった。彼の歴史学の第二の意義は、それがロシア自由主義の理論的基礎となり、有力な武器となった点にある。彼の歴史学と自由主義との関連については後述するが、こ

では、彼がロシアの「国家」段階をさらに三つの時期に分けている点を指摘しておく。

第一期はイワン三世にはじまり一七世紀末に到る国家の形成期である。この時期にロシア国家は住民を定住させ、諸身分を創出し、国家機構を徐々に整える。こうしてロシアと西欧とを分かち一原因、すなわち自然的諸条件の結果生じた人々の移動の習慣が克服される。第二期はピョートル大帝からエカテリーナ二世に到る時代である。この時代にロシアと西欧とを分かちもう一つの原因、すなわちローマ法の伝統の欠如という原因が克服される。ピョートル大帝は西欧の国家制度を参考にして改革を進めたが、チチエーリンによればその改革とは、西欧を介してローマ法の伝統をロシアに導入したことを意味した。こうしてロシア国家はエカテリーナ二世の時代に、国家権力としては絶頂に達する。前述したロシアの二つの特殊性は克服された。しかし、その克服が国家により上から遂行された結果、「すべてが上から行なわれた」というロシアの新たな特殊性が生まれる。ロシア国家は西欧に類を見ぬほどに強大になり、すべての力が国家に集中される。

第三期は、以前のように国家権力が単独で進歩の推進力となるのではなく、「社会」⁽¹⁶⁾と協力して発展すべき時代である、とチチエーリンは考える。ロシア国家は身分を創出し、全身分を国家の目的に応じて緊縛した。その結果、諸身分の内部に私的利害や身分的利害ばかりでなく国家全体の利害を考え、行動する精神が成長した。科学と啓蒙の進展がその過程を促進した。すなわち、「国家」段階の第三期とは、国家が「育成」⁽¹⁷⁾した「社会」を国家が解放すべき時代であると彼は言う。「新しいヨーロッパの諸国家は、他の原理（農奴制とは異なる原理——杉浦）の上に建てられている。市民の自由な諸関係に、法の前でのすべての者の平等に、単一の国家権力へのすべての者の従属に、それら諸国家は基づいている」と彼は西欧諸国を特徴づけたが、ロシアもそのような国家へと移行すべき時代であった。エカテリーナは貴族を強制的な国家奉職義務から解放して、この事業の第一歩を始めた。しかしその後この事業は中断した。ロシア国家は長い間単独で活動してきたことに慣れ、自己の力におごり、自己以外のものを認めない「保守的体制」⁽¹⁹⁾ができてしまった。「無学なロシアの官僚制」⁽²⁰⁾が「政府と国民」

を分断し、「軍事的原理」(Военная дисциплина)が基本的国家原理となった。この帰結がクリミア戦争の敗北と国内の「全般的な乱脈と崩壊」⁽²²⁾である。以上のように、チチュエーリンはロシア国家を三つの時期に分け、現在のロシアが第三の時期にあることを示し、ロシア国家に「社会」の解放を要求したのである。

二 政論家チチュエーリン

『一七世紀ロシアの地方制度』は修士学位取得のため、彼が二年がかりで書き上げたものであった。この論文を彼は一八五三年にモスクワ大学法学部に提出する。しかし、論文は審査を通過しなかった。部分的に修正した上で翌年再提出するが、再び落とされる。「古代ロシアへの悪口雑言」⁽²³⁾の故であった。ペテルブルグ大学へも提出するが、結果は同様であった。大学に残る道は閉ざされた。一八五四年春に英仏両国はロシアに宣戦し、クリミア戦争の戦局はロシアにとっておもしろくなかった。ニコライ一世治下の最晩年は、ロシアにとっても、二七歳のチチュエーリンにとっても暗い時代であった。

この時、彼の前に新たな活動舞台が開かれた。当時ペ

テルブルグ大学法学部教授としてペテルブルグに移り、その地の自由主義サークルの中心人物となっていたカヴェーリンが、一八五五年一月にモスクワにチチュエーリンを訪ね、彼に非合法政治パンフレットの執筆を持ちかけたのである。彼がその最初の論文「ロシアから見た東方問題」を書き上げペテルブルグに発とうとしていた矢先、ニコライ一世が急死した。「すべてのものを押しつぶし、誰にも呼吸することを許さなかった巨像が倒壊した」⁽²⁴⁾と彼はニコライ一世の死を回想している。彼の中では、抑圧からの解放感と祖国の現状への危機感、新帝アレクサンドル二世への期待が交錯していた。新帝の政策はいまだ明らかではなかったが、しかし、空気は変わった。

新たな情勢の下で、同年春から夏にかけて「ロシアの生活の現在の課題」「神聖同盟とオーストリアの政策」「貴族、特にロシアの貴族について」「農奴の状態について」⁽²⁵⁾などの一連の論文を執筆する。これらの論文は、ロンドンのゲルツェンのもとに出版を依頼する手紙を添えて匿名で送られ、ゲルツェンによって論集『ロシアからの声』の中に手紙とともに掲載された⁽²⁶⁾。

また、一八五五年十一月にカトコーフ(M. H. Karkov

一八一八一—一八八七)が『ロシア報知』誌を発刊するが、同誌は多数の自由主義者を結集し、自由主義の最も重要な理論的中心となった。⁽²⁷⁾チチエーリンは同誌を舞台として、前述したミール共同体や学問の民族性に関する論争を展開した。『一七世紀ロシアの地方制度』も検閲を通し、一八五六年に出版された。今や、彼は自由主義の若き政論家として時代の寵児となった。チエルヌイシェフスキーは『同時代人』誌上で、彼を以下の如く評した。「チチエーリン氏は自己の学問的活動を輝かしく始めた。印刷された彼の最初の論文、農村共同体についての論文は、一般の関心を呼び起こした。すべての人々がチチエーリン氏について語り始めた。多くの人は彼の結論に同意しなかったが、論文の著者が大変な才能の人物であるに違いないことには同意した。」⁽²⁸⁾

ここでは、一八五五年に彼が非合法政治論文を執筆してから一八五七年末に『ロシア報知』誌を去るまでの約三年間の彼の論文を検討する。この期間は彼が政論家として最も成功した時期である。彼は前述したゲルツェンへの手紙の中で、①農奴制の平和的廃止、②検閲の廃止ないし制限、③行政・裁判の公開、の三つの要求

を掲げた。⁽²⁹⁾また「ロシアの生活の現在の課題」では、①良心の自由(信仰の自由を含む)、②農奴身分からの自由、③言論の自由、④出版の自由、⑤大学における教授活動の自由、⑥政府の活動の公開、⑦裁判の公開、の七点を要求した。⁽³⁰⁾換言すれば、彼の要求は、農奴の解放、市民的自由の実現、行政・裁判の公開の三点に要約されるよう。

ではいかなる勢力に依拠して、これらの要求を実現するのか。チチエーリンは「我々は自ら動かねばならない。すべてを政府から期待し、我国の不幸のすべての原因を政府にかぶせてはいけない」と述べ、⁽³¹⁾社会の教養あり啓蒙された「知的諸力」、すなわち自由主義者たちに活動を訴える。しかし、ロシアの自由主義者は、「無意味で、さらに言えば犯罪的な官僚制と、無学な大衆との間に立って自らはいかなる政治的意義も持たず、自分を暴圧から守るための物質的支えをまったく持たない」少数者である。しかも革命は絶対に避けねばならない。彼にとって革命とは「無政府状態と独裁の間を動揺する」ものであり、⁽³²⁾社会主義とは「ばかばかしい極端にまで行きついた観念論」であった。それは上からの「圧制」(Давление)

以上に危険なものだと彼には思われた。それ故前述のゲルツェンあての手紙の中で、彼はゲルツェンの急進的傾向を激しく批判したのである。結局、彼は改革の推進力をツァーリ政府に求めざるを得なかった。ツァーリ政府に本来の任務を自覚させ、政府の内部で自由主義の影響力を拡大し、漸進的かつ合法的に改革をすすめることが彼の戦略となる。

革命に反対し、ゲルツェンを激しく批判しはしたが、ロシア国内で、急進主義、社会主義が大きな力を持つようになり革命が起ころうる、とはチチエーリンは考えなかった。クリミア戦争の前後にロシアでは自由主義の影響力は大いに強まったが、「革命家に出会うことはまったくくない⁽³⁷⁾」と彼はゲルツェンへの手紙に書いた。ここには多少の誇張があろう。しかしこの時期、彼がロシアでの自由主義の成功に確信を持ち、ゲルツェンの革命への呼びかけがロシア国内では広汎な影響力を持ちえない、と考えていたことは確かである。彼がゲルツェンへの批判で意図したのは、第一に、ゲルツェンに自己の路線の誤りを自覚させ、自由主義陣営に呼び寄せることであった。第二に、自由主義陣営が革命を企てている、という

政府の疑いを晴らすことであった。この時期にチチエーリンが対決した勢力は、農奴制を維持しようとする、あらゆる改革に抵抗する勢力であり、彼はこれを「愚鈍な保守主義」と呼んだ⁽³⁸⁾。この期のひとつの論文に、彼の姿勢は貫かれている。これが最もよく表現された論文が「貴族、特にロシアの貴族について」である。以下でこれを検討してみよう。

貴族は中世に出現し、国家は貴族との激しい戦いに勝利してはじめて成立した、とチチエーリンは言う。「国家の創始者であるすべての偉大な君主たちは、貴族の迫害者であった。貴族はよく組織された国家の中には存在してはならないことを、貴族は社会秩序に反することを、彼らは理解していた⁽³⁹⁾」。「国家」段階では、貴族は以前の力を失った。イギリス貴族だけが自発的に農民を解放し、新たな時代に適應することにより国家に貢献しえた。しかし、イギリスの貴族でさえ弊害が明らかになってきた。少数の貴族に土地が集中し、他国に類を見ない貧困の原因となつてゐる。こうして、「すべての貴族は偽りの原理に基づいており、国家にとって最終的に有害である⁽⁴⁰⁾」と、彼は言う。ここでついでながら、彼が当時のイギリ

スの貧困の原因をイギリス国家の「国家的慣習そのものの中に」⁽⁴¹⁾すなわち、その貴族的性格の中に見出ししていることを指摘しておく。

では、ロシアの貴族はどうであろう。彼はそれを歴史的に検討する。ロシアの大貴族(Боярин)はイワン雷帝の改革に敵対し、大動乱(スムータ)の原因となり、ピョートル大帝の改革に反対した。彼らは「自分たちの生まれた場所の言葉を知らず、祖国と民衆を軽蔑した。自分たちだけの世界をつくり、そこには、民族性もコスモポリタンの教養も、社会的利益の概念もなかつた。」⁽⁴²⁾こうして、「我国では、貴族(аристократия)は、自らに固有の権利を持つ身分としては存在しないし、政府高官として祖国のために活動した人物の後継者としても存在しない。」⁽⁴³⁾我国には、「貴族の低次元の最後の形態であり、すでに政治的意義をまったく失いできるかぎり個人的特権を保とうとしている」「門閥(Элита)が存在するのみである。以上のように激しくロシア貴族を批判して、現在ロシア国家に必要なものは「才能あり、自立した見解と社会的利益への熱意を持った人物」⁽⁴⁵⁾であり、貴族は必要としないと彼はこの論文を結んだ。

三 国家と社会

前述したように、一八五五年から五七年の間、彼の批判は改革に反対する勢力、農奴制の存続を望む地主貴族勢力へと向けられた。自由主義者チチューリンの名声は高まった。ところが、彼が自らの国家論、政治論をより体系的に展開しはじめると、事態は一変する。一八五七年秋に、彼はトクヴィルの『アンシャンレジームと革命』を批判する論文「フランスの旧体制と革命」を執筆するが、カトコフは『ロシア報知』誌への掲載を拒否したのである。カヴェーリンその他の多数の同人もこの問題ではカトコフを支持した。彼らはチチューリンが絶対王制の歴史的意義を高く評価し、中央集権化と官僚制を擁護したことに同意できなかったのである。自由主義陣営内の「国家主義」と「反国家主義」⁽⁴⁶⁾との対立である、とチチューリンは回想している。かくて同年末、見解を同じくするコルシュ(В. Ф. Корш 一八一〇—一八九七)とともに彼は同誌を去った。コルシュは一八五八年一月から、雑誌『アテナイ』を刊行するが、チチューリンは同誌上に、イギリスとフランスの国制を論ずる一

連の論文を発表した。⁽⁴⁷⁾ここでは主にこれらの論文に依拠して、彼の国家、社会、中央集権化、官僚制の概念を検討する。

チチェーリンが「国家」と言う場合、彼自身が明確に区別しているわけではないが、二つの意味があるように思われる。それは、広義にはある社会的集団の全体を意味し、狭義にはその集団全体の利害を代表する政治権力、すなわち政府を意味している。⁽⁴⁸⁾

「社会」について彼は以下のように言う。「しかし、国家はその内に統合されている人々の全生活を包摂しているのではない。集団は単一の全体をなすばかりでなく、同時に特殊性を持った諸部分からなる。人々の共同の利益と共に、全体集団に属する個々の人間と個々の集団の利益が存在する。この領域では、生活のあらゆる多様さが現れる。ここでは人間の活動に不可欠な自由が支配する。国家と区別して、この領域は狭義の社会、あるいは政治社会に対立する市民社会と呼ばれる。⁽⁴⁹⁾」

中世においては、全体性が欠如し、集団は諸部分に分裂している。全体集団もそれを代表する政治権力も、いかえれば広義の国家も狭義の国家も存在しない。それ

故中世社会は「市民社会」段階として把握される。この中世「市民社会」の分裂状態は、二つの過程をへて克服される。第一の過程は、国家権力、すなわち狭義の「国家」が力によって各部分集団を従属させ、全体性を回復するまでである。前述したロシア史における国家形成の三期の時代区分との関連で言えば、エカテリーナ以前すなわち第一期と第二期がここに含まれる。ロシアではローマ法の伝統の欠如のため、西欧とは異なって、第一の過程が国家権力が自己の任務に無自覚な時期と、その伝統を西欧から導入して自覚した時期とに分かれるのである。この第一の過程において、最大の課題は国家権力の拡大強化、すなわち中央集権化と官僚制の整備であった。換言すれば、第一の過程とは狭義の「国家」の完成の過程と言えよう。

第二の過程は「国家」による「社会」の「育成」の結果、社会の内部に「自然的調和」⁽⁵⁰⁾が形成され、「国家と社会の協力」⁽⁵¹⁾によって発展する時代である。すなわち、部分集団の利益を包摂した全体集団の形成という、広義の「国家」の完成へと到るのが第二の過程である。それは、「人間の良心の自由、科学、芸術、産業の自由な発展

の承認、正しい発展の不可欠の条件としての公開性の確立、社会の要求の表現としての世論の承認⁽⁵²⁾が「国家」によって与えられる時代である。それはまた「自由主義」という共通の名⁽⁵³⁾で呼ばれる時代である、と彼は言う。

以上の彼の議論を見てくると、彼が大変思弁的な人物だ、という印象を受ける。たしかにそのような思弁的傾向が彼にはある。しかし他方で、彼は現実の西欧社会、特にイギリスとフランスに注目する。ドイツに関しては、その古典哲学を彼は大いに評価するものの、国制(ちなみに、彼はドイツの諸領邦を「封建的国家」と呼んでいる)や経済活動にはほとんど注目しない。「イギリスの工業化と国家」「イギリスの政治的将来」などの論文で、彼はイギリスの産業的成功の歴史を詳細に分析しているが、これらの論文から彼が工業技術の発展や農業の改良、さらに労働者階級の貧困、都市衛生などの諸問題に通暁していたことが分かる。彼は西欧諸国の発展の原因を自由な社会、すなわち人々が自由に活動し個人の創意が最大限に尊重される社会に求める。しかし同時に、西欧の極端な貧富の格差が「社会」への国家の不介入に由来するものであるとする。⁽⁵⁵⁾「社会」は国家の介入なしでは私

的利害が前面に立ち安定しえない、という「社会」に対する彼の不信がここにも現れる。

チチエーリンが求めたものは「社会」の国家権力からの自立、すなわち「国家」の第二の過程への移行であり、その過程における広義の「国家」の発展である。彼は「国家」段階を二つの過程に分けることにより、絶対王制と西欧の近代諸国家を区別し、ロシアのツァーリズムと西欧諸国を区別した。これによって彼は、自立した「社会」と国家の協力によるロシアの産業化を求めたのである。しかし、彼は西欧「社会」とロシア「社会」の質的相違、中世の「市民社会」と近代の「市民社会」の質的相違を見ない。彼にとって「社会」とは「特殊性を持った諸部分からなる」⁽⁴⁹⁾ものであり、この点に関して両者は同一視される。発展の主体はあくまでも「国家」にあり、「社会」の自立は社会の成長に応じて「国家」により上から与えられるもの、と彼は考えた。それ故「社会」の自立化の要求は、「国家」への協力の枠内に限定されざるを得ない。

中央集権化と官僚制の意義を強調した彼の諸論文は、当時のツァーリズムと官僚制の抑圧下にあつては、「ホ

ツテントットに学問への一面的熱中の有害さを証明し、魚に過度のむだ口の危険を証明する⁽⁵⁶⁾ものだ、とチュエルヌイシエフスキーは批判したが、カヴェーリンその他の自由主義者たちの多くも、同様に彼を批判した。チチュエーリンは、自分は決して現在の政府の抑圧を擁護したのではなく、ただ国家や官僚制の客観的意義を述べたにすぎないと感じたのであろう。そして、彼への多数の批判はロシア「社会」の未熟さに帰因すると彼は考え、現実のロシア「社会」への不信をつのらせる。「雑誌が一般的に意味があり有益となりうるのは、ただ真面目な文献が存在する所においてだけである。…我国では学術的文献はまったく欠如している⁽⁵⁷⁾」と述べ、チチュエーリンは、今後学問研究に専念し雑誌論文は書かない、と決意する。

農奴解放の準備が本格化するさなか一八五八年四月に彼は西欧に旅立った。留学後にモスクワ大学法学部の国家法の講座が彼に与えられることになっていった。

四 「保守的自由主義者」として

一八六一年二月一九日に農奴解放令が公布される。同

年五月彼は三年間の留学を終えて帰国し、八月末に大学での講義のためモスクワに移った。しかし、当時モスクワ、ペテルブルグ両大学は紛争のさなかであった。彼は大学に着任するや、若手教官を組織しその中心となって紛争に対処する。学生を説得する一方で大学への警察隊の導入を強く主張するのである。また彼の弟ワシリーは当時外務省高官としてペテルブルグにいたが、ワシリーから彼のもとにペテルブルグの事態を伝える手紙が届いた。ワシリーによれば、ペテルブルグでは九月に多数の学生が集会、街頭デモを行ない、デモ隊には将校も混じっており、紛争の軍隊への影響も心配されているという。ワシリーは首都で革命を呼びかける文書が配布され情勢は緊張していると伝え、「悲観論者は五年以内にツァーリは帝位を放棄せざるをえない、と語っています。…これは誇張ですが、たしかに事態は重大です⁽⁵⁸⁾」と述べた。チチュエーリンは弟への返書の中で「現在、我国の第一の必要は社会にかなりの自主性を与えることにある。…しかし、このことがまったく害を与えずに実行されるためには、これらすべての上に、強力な権力が支配している必要がある⁽⁵⁹⁾」と述べ、「自由主義的諸方策と強力

な権力⁽⁶⁰⁾」という「保守的自由主義⁽⁶¹⁾」のテーゼを表明した。この手紙はベテルブルグの政府高官たちを大変喜ばせたようであり、早速ツァーリにも提出された。外務大臣ゴルチャコフは、チチエーリンに引き続きモスクワの事態を知らせてほしいと依頼した。ベテルブルグ、モスクワ両大学に警察隊が導入された。ベテルブルク大学のカヴェーリンら五人の教官はこれに抗議して退官するが、カヴェーリンは警察隊の導入を主張したチチエーリンに激怒し、二人は最終的に決裂することとなった。チチエーリンの行動から、多くの者が彼を政府の手先、専制の擁護者とみなした。政府自身も同様の評価を彼に下したようである。カヴェーリンらの去ったベテルブルグ大学法學部を再建するために、チチエーリンを同大学に招く試みが繰り返された。文部大臣ブチャーチン自身がモスクワに彼を訪ね、説得にあたったほどであった。内務大臣ヴァルデーフは、彼を政府の御用雑誌『セーベルナヤ・ポーチタ』に編集者として招こうとした。彼はそれらとともに断わった。また十月二八日に彼はモスクワ大学就任記念講義を行なうが、そこで彼は、悪法も法であると秩序の重要性を訴えたのである。喜劇的ともいえるのは、

政府がこの講義に大いに喜び、それを批判することを検閲でもって禁じたことである。彼はただちに政府にこの措置の撤回を求め、その抗議文を弁明のため友人たちに配布した。

以上の情況に彼はいらだつたようである。雑誌に論文は執筆しないという以前の決意にもかかわらず、彼は自己の政治的見解を表明した一連の論文を『ナーシエ・ブレミーヤ』誌上に発表する。彼によれば、現在必要なことは急激な変革ではなく、始められた改革を実現し定着させることである。それ故、農奴解放を境に「真の自由主義者は保守主義者に、多くの保守主義者と、改革を理解しない空想的な自由主義者が熱心な自由主義者となった⁽⁶²⁾」のである。

七年前、チチエーリンはゲルツェンへの手紙の中で、ロシア国内で「革命家に出会うことはまったくくない⁽⁶³⁾」と述べた。しかし、今や集会やデモがくり返され、檄文がばらまかれている。この時点でロシア「社会」に対する彼の不信は決定的なものとなったように思われる。そして彼の攻撃対象は政府批判勢力へと転換する。かつて「我国ではどこを見ても保守的要素ばかりである⁽⁶⁴⁾」と述

へ進歩と改革を訴えた彼は、農奴解放令公布後の反政府運動の高まりの中で、ロシア「社会」を安定させるための方策を探ることになる。当面は「強力な権力」が「社会」を規制することにより安定が保たれるが、長期的に見てより望ましいのは、「社会」自身の内部に「社会」を安定させる要素が成長することである。チチエーリンは「中間身分」⁽⁶⁵⁾こそが貴族と農民の両身分を結合させ社会を安定させる要素であるとみなす。

しかし、当時のロシアにおいて「中間身分」すなわちブルジョアジーが、極めて小さな勢力であることは、彼も認識している。それ故彼は「中間身分」が十分強力になるまで、その代用として貴族に注目する。彼によれば、将来の貴族身分は①五〇〇デシヤチナ以上の土地を持つ地主、②政府高官、③大学の卒業生からなる「開かれた」⁽⁶⁶⁾身分として存在しなければならぬ。かつて貴族をあれほど激しく批判した彼が、今や貴族の擁護を主張するのである。彼の立つ政治的位置の変化が、ここからも察せられよう。

農奴解放令後の反政府運動の高揚、特に大学紛争をきっかけとして自由主義陣営は分裂し、一八六三年ポーラ

ンド蜂起の愛国的熱狂の中で「大改革」期ロシア自由主義は消えさっていく。

おわりに

以上、一八五五―六二年の間のチチエーリンの活動を検討したのであるが、彼の基本的な政治課題は二点に要約できよう。第一は「社会」の自立化であり、ここに彼の自由主義者としての本領が発揮されている。第二は「国家」(この場合広義の「国家」であるが、彼の表象としてはあくまで政府を頂点とし、それに「社会」が下位のものとして存在するような「国家」である)の発展要求である。西欧ではこの二つの課題は矛盾しない。むしろ社会が自立しているからこそ国内に活力が生まれ、自由主義的政府も強化されると言えよう。しかしロシアでは事情は異なる。専制の抑圧を減少させつつ、専制政府を強化するというのは矛盾した課題、少なくとも互いに不断の緊張をはらむ課題といえる。この点で彼の理論は、自由主義と国家主義の結合物、あるいは自由主義の国家主義的変種といえよう。

この彼の理論的枠組みは変化していない。この意味で、

彼自身も主張するごとく彼は一貫していたと言える。同じロシア自由主義の政論家たるカヴェーリンやカトコーフが自己の理論的枠組みを何度か組替え動揺したのとは対照的である。彼の理論が後のロシアの自由主義者たちに多大の影響を与えた理由の一半も、この理論的首尾一貫性にあるように思われる。しかし、同一の理論構造の内部で重点の移動があることを、注目すべきである。当初、前面に出されたのは「社会」の自立化の要求である。この要求自体は決して放棄されることはないが、時の経過とともに、強大な国家の必要性が強調されるに到る。それは、彼の立つ政治的位置の変化を物語る。この意味で彼は保守化し、彼の理論は専制の擁護論へと変化したと言いうる。それ故、キターエフが、この期の自由主義を研究した原著を『フロンド党から保守主義へ』と題した⁽⁶⁷⁾のは正当といえる。この変化の一つの原因は、彼が「社会」を最終的に信頼しえなかったことにある。それはまた現実のロシア社会の未熟さの反映であるとも言えよう。

国際的に見れば、彼の自由主義は四八年革命以後の自由主義、すなわち革命への恐怖から「秩序党」の一翼を

占めるに到った自由主義⁽⁶⁸⁾と同一の土壌にある。ロシアにおいて革命を回避しつつ、農奴解放その他の自由主義的政策を実現するために、ツァーリ政府に依拠してツァーリ政府を自由主義的に変質させる、という戦略をこの期のロシア自由主義は採用した。それ故この期のロシアにおいて、自由主義が自由主義たりえるためには国家主義的形態をとらざるを得なかったのであろう。

ソ連の研究者ゾーリキンは「ロシアの一八五〇年代半ばの反政府運動の分化の結果、自由主義は固有の政治運動として、固有のドクトリンとして成立した⁽⁶⁹⁾」と述べているが、この「固有のドクトリン」を創り上げたのがチェーリンであったと言えよう。

(チェーリンの著作は、著者名略)

- (一) チェーリンと国家学派の關係については Илларикин, В. Е.: Государственная школа. «Очерки истории исторической науки в СССР» т. 2, М., 1960, стр. 103—128. 同「О государственной школе в русской историографии. «Вопросы истории» 1959, № 5, стр. 142—158. Рубинштейн, Н. Д.: Так называемое государственное направление в русской историографии. «Очерки истории исторической науки в СССР» т. 1, М.,

1955. стр. 338—345.

- (2) 彼の影響は革命前ロシア史界にとり非常に大きく、たとえ亡命ロシア人のレオントゥウニッチや、アメリカのロシア史研究者リチャード・ハイブスのロシア史観には、チホーリンの強い影響が見出される。Leontovitch, V.; Geschichte des Liberalismus in Russland. 1957, Richard Pipes; Russia under the Old Regime. Mass., 1974.
- (3) チホーリンの理論と活動を包括的に扱った研究は、筆者の知るかぎり、きわめて少ないように思われる。しかし、ノースキンの研究は数少く例外である。Зорькин, В. Д.; Из истории буржуазно-либеральной политической мысли России второй половины XIX—начала XX в. (В. Н. Чичерин). М., 1975. また彼の生涯と思想を概観したノースキンの研究がある。Hammer, D. P.; The Political Thought of V. N. Chicherin and K. D. Kavelin. Columbia Univ., 1962.
- (4) 鳥山成入「ヤー・ドク・ツリドローンと『国家学派』『スモヤ研究』(12) 1968. p. 34.
- (5) Современные задачи русской жизни. 《Голоса из России》 кн. IV, 1857. стр. 110.
- (6) それ故、チホーリンを自由主義者とは言えないとする見解もある。「実際上は西欧的な意味での自由主義者とどういふ関係、むしろ啓蒙的絶対主義のチホーリニャンである。」ノランロ・ヤンニャーリ「ナロー、リキ研究の現

局面」今井義雄訳『ロシア史研究』一九七五年、№ 23.

p. 60.

- (7) Воспоминания. кн. 1, М., 1929. стр. 76.
- (8) Там же. стр. 88.
- (9) Областные учреждения России в XVII-м веке. М., 1856.
- (10) これらは一八五八年に『ロシア法制史試論』として出版される。Опыт по истории русского права. М., 1858.
- (11) 『ロシア年代記』のウマリヤーン招致伝説に基づいて、スラヴ主義者はロシア国家の平和的建国を主張したが、彼をそれと征服たと述べ、西欧との歴史的同源性を主張した。
- (12) Современные... стр. 58.
- (13) これはチホーリン自身の表現ではなく、カズエリナが『一七世紀ロシアの地方制度』の書評で述べた言葉である。Кавелин, К. Д.; Собрание сочинений. т. 1. стр. 566.
- (14) Старая французская монархия и революция. 《Очерки Англии и Франции》 М., 1858. стр. 174.
- (15) Обзор исторического развития сельской общины в России. 《Опыт по истории русского права》 М., 1858. стр. 57.
- 上述の農村共同体研究において、チホーリンの持つ理論的意義については Александров, В. А.; Сельская община в России. М., 1976. に誌す。また農村共同体論

- 6 著者 Goehtke, C.: Theorien über Entstehung und Entwicklung des "Mitt", Wiesbaden, 1964 頁 150。
- (9) Промышленность и государство в Англии. 《Очерки》 стр. 108. 「社会」より引く。
- (17) Там же. стр. 108.
- (20) О настоящем и будущем положении помещичьих крестьян. 《Атеней》 № 8, М., 1858. стр. 487.
- (21) Современные... стр. 78.
- (22) Кавелин, К. Д., Цицерин, Б. Н.; Письмо к издателю. 《Голоса из России》 кн. 1, 1856. стр. 18.
- (23) Современные . стр. 83.
- (23) Там же. стр. 53.
- (23) Восп. кн. 1. стр. 122. 前述のギムナジウム大学法學部教授オットンキーは「この論文に激怒して」ナチェーリンにこの語をたぶらう。
- (24) Там же. стр. 153.
- (25) 以下の如き 東洋的の 問題 с 俄罗斯の 点から 見れば 著者未見。ただ 英語の 部分訳が 以下にある。 Hammer, D. P., Introduction Chibchen and Russian Liberalism. 《Воспоминания Б. Н. Цицерина》 т. 1—2. 1973.
- (26) この 手紙は カヴェリン との 共同執筆 である。
- (27) 『ロシア報知』と ロシア 自由主義 との 関係 について 以下を 参照。 Розенталь, В. Н.; Общественно-политическая программа русского либерализма в середине 50-х годов XIX в. 《Исторические записки》 т. 70. 1961. стр. 197—222.
- (28) Чернышевский, Н. Г.; Полное собрание сочинений, т. III. стр. 568.
- (29) Письмо... 《Голоса...》 кн. 1. стр. 21—22.
- (30) Современные . стр. 112—125.
- (31) Там же. стр. 126.
- (32) Письмо... стр. 11.
- (33) Там же. стр. 17.
- (34) О политической будущености Англии. 《Очерки...》 стр. 42.
- (35) Восп. кн. 1. стр. 77.
- (36) 「專制」を意味する ロシア語 は どう つかあるが、彼は それら を 使い 分ける。 自我 保持 (專制) とは、 全權 力が 君主 に 集中 された 統治 形態 を いう。 この 語 自体 に は 善悪 なる 価値 判断 は なく。 tirания (暴政) 'дееспотизм (專制) は 專制の 墜落 した 形態、 あるいは 君主 政治 を 意味し、 悪である と 考へられる。 ナポレオン三世 の 政治 は この 語 で 示される。 Диктатура (独裁) は 統治 形態 が 君主 制、 共和制、 貴族制 に かわら ず、 支配者 (あるいは 支配者たち) が 被支配者 を 抑圧 する 状態 を 示す。
- (37) Письмо . стр. 25.
- (38) Там же. стр. 77.

- (39) Об аристократии, в особенности русской. 《Голоса...》 кн. III. 1857. стр. 13
- (40) Там же. стр. 19.
- (41) Промышленность... стр. 93.
- (42) Об аристократии... стр. 73.
- (43) Там же. стр. 97.
- (44) Там же. стр. 97.
- (45) Там же. стр. 111.
- (46) 彼は自己の立場を以下の如く述べる。「我々は一杉浦) 社会の自立性を否定しないばかりか、むしろそれを力のかぎり主張した。しかし、国家の活動に対しても当然必要な役割を要てがら、国家を外的秩序の消極的な維持に限定するのではなく、民族生活上の肯定的課題の実現が、国家のものであると認める。」*Восп. кн. I. стр. 277.*
- (47) これらの論文は、同年『イギリスとフランスの概観』として出版された。
- (48) 彼が「国家」を広義に解してゐる以下の記述がある。「これ(国家—杉浦)は、一りの身体としての社会構造である。これは自からの領域の内に在り、恒常的法律に依り統治され、単一の最高権力を持つ社会である。」これに続けて彼は言う。「それ故、社会と領域と最高権力の不可分性、一言で言へば君主制が国家的生活の第一の条件である。」*Еще о сельской общине (ответ Г. Бельеву). 《Опыт》 стр. 68.*
- (49) Промышленность... стр. 99—100.
- (50) Там же. стр. 108.
- (51) Там же. стр. 109.
- (52) Там же. стр. 109.
- (53) Там же. стр. 109.
- (54) Об аристократии... стр. 32.
- (55) 彼の経済理論は古典派経済学のものである。しかし、彼はらもゆる「自由放任」の原則には反対する。彼の経済理論については、稿を改めて論ずる。
- (56) Чернышевский, Н. Г. Пол. соб. соч. т. V. стр. 643.
- (57) *Восп. кн. I. стр. 292.*
- (58) *Восп. кн. III. М., 1929. стр. 21.*
- (59) Там же. стр. 29.
- (60) Там же. стр. 28.
- (61) 彼は自己の立場を「保守的自由主義」ともたらは「自由主義的保守主義」と規定してゐる。
- (62) *Вступительная лекция по государственному праву. 《Несколько современных вопросов》 М., 1862. стр. 23—42.*
- (63) Что такое охранительные начала? Там же. стр. 178.
- (64) Об аристократии... стр. 101.
- (65) 彼は「中間身分を「量的」及び「質的」として二つ

の観点から捉える。量的には、最上層と最下層の中間に位置し、両者を結合することによって社会に統一を与えるもの、と規定する。質的には、上層が政治を、下層が肉体労働を担うのに対して、それは「ある程度の資産と教養が必要とされるあらゆる私的職業」及び「下級国家職務」(«Несложко.» стр. 137)を担う身分とされる。

(39) Русское дворянство. («Несколько...») стр. 103. 後年、彼は『代議制論』(О народном представительстве. М., 1866)で貴族を аристократия と дворянство と峻別し、前者を国制の必要な要素として肯定的に、後者を私的・身分的特権層として否定的に論ずる。また前述の七年前の論文では、両者は上層貴族、下層貴族と区別はされ

るものの、ともに否定的評価を受ける。しかし論文「ロンア貴族」では、дворянство の語のみが用いられ、その政治的意義が強調される。この論文は、前記二論文の中間にあつて、過渡的なものと思われるが、稿を改めて論ずる。

(40) Китаев, В. А.; От фронды к охранительству. М., 1972.

(41) Нобсваарт, Е. J.; The Age of Capital, 1848—1875. London, 1975. p. 17.

(42) Зорькин, В. Д.; Из истории... стр. 7.

(一橋大学大学院博士課程)